

(証券コード 9979)

平成28年11月24日

株主各位

東京都大田区大森北一丁目22番1号
(本社事務所 東京都大田区大森北一丁目1番10号)

株式会社大庄

代表取締役社長 平 了 寿

第45回定時株主総会招集ご通知一部訂正のお知らせ

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「第45回定時株主総会招集ご通知」に一部訂正がございましたので、お知らせ致します。

株主の皆様へ平成28年11月9日付で送付いたしました招集ご通知の一部に誤りがございましたので、訂正後の連結計算書類並びに計算書類及びこれに伴う事業報告の修正部分を示す正誤表を提出させていただきます。

また、会計監査人である新日本有限責任監査法人および監査役会の監査報告につきましても、改めて提出を受けておりますので、あわせて提出させていただきます。

なお、会計監査人である新日本有限責任監査法人からは無限定適正意見、監査役会からも相当であるという監査結果をいただいております。

敬 具

※ 訂正箇所は下線を付しております。

記

<訂正箇所>

第45回定時株主総会招集ご通知 3ページ

1. 企業集団の現況に関する事項

(訂正前)

(1) 事業の経過および成果 (本文20行目から26行目まで)

以上の結果、当期の連結売上高は、前年同期に比べ3.1%減少の68,537百万円となりました。

一方、利益面につきましては、閉店や改装店の増加による売上高減少により売上総利益額が減少したことに加え、改装店の増加に伴う一時的な費用が嵩んだことが影響し、営業損失は24百万円（前年同期は営業利益190百万円）、経常損失は73百万円（前年同期は経常利益181百万円）となりました。

また、保有資産の売却により固定資産売却益を4,990百万円計上したことに対して、閉店や改装に伴う除却損や減損損失などの特別損失を3,235百万円計上したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益は988百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2,049百万円）となりました。

(訂正後)

(1) 事業の経過および成果 (本文20行目から26行目まで)

以上の結果、当期の連結売上高は、前年同期に比べ3.1%減少の68,537百万円となりました。

一方、利益面につきましては、閉店や改装店の増加による売上高減少により売上総利益額が減少したことに加え、改装店の増加に伴う一時的な費用が嵩んだことが影響し、営業損失は24百万円（前年同期は営業利益190百万円）、経常損失は73百万円（前年同期は経常利益181百万円）となりました。

また、保有資産の売却により固定資産売却益を4,990百万円計上したことに対して、閉店や改装に伴う除却損や減損損失などの特別損失を2,804百万円計上したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,419百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2,049百万円）となりました。

1. 企業集団の現況に関する事項

(訂正前)

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第42期 (平成25年8月期)	第43期 (平成26年8月期)	第44期 (平成27年8月期)	第45期 (平成28年8月期)
売 上 高(百万円)	77,680	73,116	70,765	68,537
経常利益または経常損失(△)(百万円)	1,279	△1,147	181	△73
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)(百万円)	163	△1,607	△2,049	<u>988</u>
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	7円88銭	△77円70銭	△99円6銭	<u>47円78銭</u>
総 資 産(百万円)	48,401	45,188	42,719	41,010
純 資 産(百万円)	26,310	24,446	22,053	23,174
1株当たり純資産	1,264円88銭	1,174円43銭	1,058円41銭	1,112円5銭

(訂正後)

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第42期 (平成25年8月期)	第43期 (平成26年8月期)	第44期 (平成27年8月期)	第45期 (平成28年8月期)
売 上 高(百万円)	77,680	73,116	70,765	68,537
経常利益または経常損失(△)(百万円)	1,279	△1,147	181	△73
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)(百万円)	163	△1,607	△2,049	<u>1,419</u>
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	7円88銭	△77円70銭	△99円6銭	<u>68円63銭</u>
総 資 産(百万円)	48,401	45,188	42,719	41,010
純 資 産(百万円)	26,310	24,446	22,053	23,174
1株当たり純資産	1,264円88銭	1,174円43銭	1,058円41銭	1,112円5銭

(訂正前)
連結損益計算書 (平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		68,537
売上原価		25,905
売上総利益		42,631
販売費及び一般管理費		42,656
営業損失		24
営業外収益		
受取利息及び配当金	5	
受取損害賠償金	8	
その他の	70	84
営業外費用		
支払払利息	50	
貸倒引当金繰入額	24	
その他の	59	134
経常損失		73
特別利益		
固定資産売却益	4,990	
関係会社株式売却益	9	
受取補償金	29	5,029
特別損失		
固定資産売却損	1,122	
固定資産除却損	279	
減損損失	1,441	
役員退職慰労引当金繰入額	295	
店舗関係整理損	72	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	23	3,235
税金等調整前当期純利益		1,720
法人税、住民税及び事業税		856
法人税等調整額		△150
当期純利益		1,014
非支配株主に帰属する当期純利益		26
親会社株主に帰属する当期純利益		988

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(訂正後)

連結損益計算書（平成27年9月1日から平成28年8月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		68,537
売上原価		25,905
売上総利益		42,631
販売費及び一般管理費		42,656
営業損失		24
営業外収益		
受取利息及び配当金	5	
受取損害賠償金	8	
その他の	70	84
営業外費用		
支払利息	50	
貸倒引当金繰入額	24	
その他の	59	134
経常損失		73
特別利益		
固定資産売却益	4,990	
関係会社株式売却益	9	
受取補償金	29	5,029
特別損失		
固定資産売却損	<u>1,107</u>	
固定資産除却損	279	
減損損失	<u>1,025</u>	
役員退職慰労引当金繰入額	295	
店舗関係整理損	72	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	23	<u>2,804</u>
税金等調整前当期純利益		<u>2,151</u>
法人税、住民税及び事業税		856
法人税等調整額		△150
当期純利益		<u>1,446</u>
非支配株主に帰属する当期純利益		26
親会社株主に帰属する当期純利益		<u>1,419</u>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(訂正前)
連結株主資本等変動計算書 (平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平 成 2 7 年 9 月 1 日 残 高	8,626	9,908	4,245	△602	22,177
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△289		△289
親会社株主に帰属する当期純利益			<u>988</u>		<u>988</u>
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	698	—	698
平 成 2 8 年 8 月 3 1 日 残 高	8,626	9,908	4,944	△602	22,876

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
平 成 2 7 年 9 月 1 日 残 高	151	△436	△285	161	22,053
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△289
親会社株主に帰属する当期純利益					<u>988</u>
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)	△20	431	410	11	422
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△20	431	410	11	1,120
平 成 2 8 年 8 月 3 1 日 残 高	131	△5	125	172	23,174

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(訂正後)
連結株主資本等変動計算書 (平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平 成 2 7 年 9 月 1 日 残 高	8,626	9,908	4,245	△602	22,177
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△289		△289
親会社株主に帰属する当期純利益			<u>1,419</u>		<u>1,419</u>
<u>土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩</u>			<u>△431</u>		<u>△431</u>
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	698	－	698
平 成 2 8 年 8 月 3 1 日 残 高	8,626	9,908	4,944	△602	22,876

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
平 成 2 7 年 9 月 1 日 残 高	151	△436	△285	161	22,053
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△289
親会社株主に帰属する当期純利益					<u>1,419</u>
<u>土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩</u>					<u>△431</u>
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額(純額)	△20	431	410	11	422
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△20	431	410	11	1,120
平 成 2 8 年 8 月 3 1 日 残 高	131	△5	125	172	23,174

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(訂正前)

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|----|-----------------|----------------|
| 1. | 1株当たり純資産額…………… | 1,112円 5銭 |
| 2. | 1株当たり当期純利益…………… | <u>47円 78銭</u> |

(訂正後)

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|----|-----------------|----------------|
| 1. | 1株当たり純資産額…………… | 1,112円 5銭 |
| 2. | 1株当たり当期純利益…………… | <u>68円 63銭</u> |

(訂正前)
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年10月19日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任
社員 公認会計士 日 高 真理子 ⑩
業務執行社員

指定有限責任
社員 公認会計士 福 原 正 三 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大庄の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(訂正後)
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年11月23日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日 高 真理子 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 原 正 三 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大庄の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(訂正前)
監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の整備運用状況と評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年10月21日

株式会社 大庄 監査役会

常勤監査役 佐々木 芳 広 (印)

社外監査役 長 岡 勝 美 (印)

社外監査役 寺 坂 史 明 (印)

社外監査役 田 村 潤 (印)

社外監査役 内 山 義 雄 (印)

以 上

(訂正後)
監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の整備運用状況と評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- しかしながら、今般、定時株主総会招集通知の発送後に損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表、並びに、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表の一部に修正が発生いたしました。二度とこのような事態を生じさせないように再発防止に向けた対策が実施されますが、今後当該対策の運用状況の有効性について注視してまいります。**

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年11月24日

株式会社 大庄 監査役会

常勤監査役 佐々木 芳 広 (印)

社外監査役 長 岡 勝 美 (印)

社外監査役 寺 坂 史 明 (印)

社外監査役 田 村 潤 (印)

社外監査役 内 山 義 雄 (印)

以 上

(訂正前)
損益計算書 (平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		58,487
売上原価		17,555
売上総利益		40,931
販売費及び一般管理費		41,225
営業損失		293
営業外収益		
受取利息及び配当金	19	
受取損害賠償金	8	
受取保険金	6	
その他の	46	81
営業外費用		
支払利息	43	
貸倒引当金繰入額	24	
その他の	58	125
経常損失		337
特別利益		
固定資産売却益	4,030	
関係会社株式売却益	25	
受取補償金	29	4,085
特別損失		
固定資産売却損	1,111	
固定資産除却損	274	
役員退職慰労引当金繰入額	295	
減損損失	1,441	
店舗関係整理損	73	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	23	
投資損失引当金繰入額	45	3,265
税引前当期純利益		483
法人税、住民税及び事業税		380
法人税等調整額		△114
当期純利益		217

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(訂正後)
損益計算書 (平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		58,487
売上原価		17,555
売上総利益		40,931
販売費及び一般管理費		41,225
営業損失		293
営業外収益		
受取利息及び配当金	19	
受取損害賠償金	8	
受取保険金	6	
その他の	46	81
営業外費用		
支払利息	43	
貸倒引当金繰入額	24	
その他の	58	125
経常損失		337
特別利益		
固定資産売却益	4,030	
関係会社株式売却益	25	
受取補償金	29	4,085
特別損失		
固定資産売却損	<u>1,096</u>	
固定資産除却損	274	
役員退職慰労引当金繰入額	295	
減損損失	<u>1,025</u>	
店舗関係整理損	73	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	23	
投資損失引当金繰入額	45	<u>2,833</u>
税引前当期純利益		<u>914</u>
法人税、住民税及び事業税		380
法人税等調整額		△114
当期純利益		<u>648</u>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

第45回定時株主総会招集ご通知 40ページから41ページまで

(訂正前)
株主資本等変動計算書 (平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平 成 2 7 年 9 月 1 日 残 高	8,626	9,908	9,908
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
別 途 積 立 金 の 取 崩			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	－
平 成 2 8 年 8 月 3 1 日 残 高	8,626	9,908	9,908

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平成 2 7 年 9 月 1 日 残 高	176	5,609	△1,998	3,787	△601	21,721
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
別 途 積 立 金 の 取 崩		△2,500	2,500	－		－
剰 余 金 の 配 当			△289	△289		△289
当 期 純 利 益			<u>217</u>	<u>217</u>		<u>217</u>
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事業年度中の変動額（純額）						
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	△2,500	2,427	△72	－	△72
平成 2 8 年 8 月 3 1 日 残 高	176	3,109	429	3,715	△601	21,649

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平 成 2 7 年 9 月 1 日 残 高	151	△436	△285	21,436
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 取 崩				－
剰 余 金 の 配 当				△289
当 期 純 利 益				217
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△20	431	410	410
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△20	431	410	338
平 成 2 8 年 8 月 3 1 日 残 高	131	△5	125	21,774

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(訂正後)
株主資本等変動計算書 (平成27年9月1日から平成28年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平 成 2 7 年 9 月 1 日 残 高	8,626	9,908	9,908
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
別 途 積 立 金 の 取 崩			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	－	－	－
平 成 2 8 年 8 月 3 1 日 残 高	8,626	9,908	9,908

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平 成 2 7 年 9 月 1 日 残 高	176	5,609	△1,998	3,787	△601	21,721
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
別 途 積 立 金 の 取 崩		△2,500	2,500	－		－
剰 余 金 の 配 当			△289	△289		△289
当 期 純 利 益			648	648		648
<u>土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩</u>			<u>△431</u>	<u>△431</u>		<u>△431</u>
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	△2,500	2,427	△72	－	△72
平 成 2 8 年 8 月 3 1 日 残 高	176	3,109	429	3,715	△601	21,649

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平 成 2 7 年 9 月 1 日 残 高	151	△436	△285	21,436
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 取 崩				－
剰 余 金 の 配 当				△289
当 期 純 利 益				648
土地再評価差額金の取崩				△431
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△20	431	410	410
事業年度中の変動額合計	△20	431	410	338
平 成 2 8 年 8 月 3 1 日 残 高	131	△5	125	21,774

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(訂正前)

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|----|-----------------|---------------|
| 1. | 1株当たり純資産額…………… | 1,052円66銭 |
| 2. | 1株当たり当期純利益…………… | <u>10円51銭</u> |

(訂正後)

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|----|-----------------|---------------|
| 1. | 1株当たり純資産額…………… | 1,052円66銭 |
| 2. | 1株当たり当期純利益…………… | <u>31円37銭</u> |

(訂正前)
会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年10月19日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任
社員 公認会計士 日 高 真理子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任
社員 公認会計士 福 原 正 三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大庄の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(訂正後)
会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年11月23日

株式会社 大 庄
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任
社員 公認会計士 日 高 真理子 ⑩
業務執行社員

指定有限責任
社員 公認会計士 福 原 正 三 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大庄の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上